

羽生市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和8年4月24日（金）午後1時30分から午後3時00分
2. 開催場所 羽生市役所 3階 302会議室
3. 農業委員 10名

議席番号	氏 名	備 考	議席番号	氏 名	備 考
1 番	石 井 康 三	(会長代理)	7 番	樹 森 信 雄	(会長)
2 番	川 野 辺 辰 美		8 番	澁 澤 吉 明	
3 番	野 口 啓 子		9 番	奥 澤 文 夫	
5 番	増 田 一 幸		10 番	渋 沢 真 弘	
6 番	漆 原 利 征		11 番	増 田 利 夫	

4. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会議書記の指名
- 第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

5. 農地利用最適化推進委員 14名

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 久 保 弘 之
係 長 清 水 信 吾
主 任 石 川 諒 太 （書記）

7. 会議の概要

議 長	ただ今から、4月定例農業委員会を開会いたします。
(議案第1号)	出席委員は、10名で定足数に達しており総会は成立しております。
	それでは日程に従いまして、羽生市農業委員会会議規則第12条
	第2項に規定する議事録署名委員を議長より指名選任いたしたいと
	と思いますが、ご異議ありませんか。
	(異議なし)
	それでは指名いたします。
	5番 増田一幸委員、6番 漆原利征委員のご両人をお願いします。
	なお、本委員会への欠席通知は石井康三委員より出されております。
	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と
	いたします。
	それでは、事務局からの説明後、担当委員の調査結果報告をお願いします。
事務局	事務局より説明いたします。
	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてご説明
	いたします。
	受付185号ですが、譲渡人は、農業経営縮小のため譲受人へ売買を
	行うものです。申請地は譲受人の自宅に徒歩数分の場所に位置して
	います。申請事由は農業経営拡張であり、問題ないと思われ
	ます。
	受付186号ですが、譲渡人は今後の耕作が難しいため譲受人へ売買を
	行うものです。申請地は譲受人の自宅から自動車で10分程の場所に
	位置しています。申請事由は農業経営拡張であり、問題ないと思われ
	ます。
	受付187号ですが、各譲渡人は、農業経営縮小のため譲受人へ売買を
	行うものです。譲受人の本社は県外に位置していますが、既に市内に
	農地を所有しており、適正に管理・運営を行っています。申請事由は
	農業経営拡張であり、稲作を行う計画と報告を受けており、問題ない
	と思われ
10番	ます。
	受付188号ですが、譲渡人は高齢等の理由から耕作するが難しい
	ため譲受人へ売買を行うものです。申請地は譲受人の自宅から徒歩数分
	の位置にあります。申請事由は自家消費野菜作付けであり、問題ない
	と思われ
	ます。
	そのほか、機械、労働力、技術、耕作状況等についても問題がないと
	思われ
	ます。以上により、農地法第3条第2項の各号に該当して
	いないことから、許可要件の全てを満たしていると考え
	ます。
	以上で事務局からの説明を終了させていただきます。
	受付番号185号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読
	いたします。(議案書朗読)
	過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等
	の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。
	申請地は(詳細に説明)です。
	申請人による確認書が添付されていますので朗読いたします。
	1. 農地取得後は、耕作いたします。
	2. 農地法を遵守し、次のような行為は決していたしません。
	1) 耕作放棄による農地の荒廃 2) 耕作目的以外の用途での使用

	3. 農地取得後は、責任を持って耕作し、農地の適正な管理を行い、付近の農地等に被害を与えません。 以上でありますので、ご審議のほどよろしくお願いします。
8 番	受付番号 1 8 6 号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読） 過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。 申請地は（詳細に説明）です。 申請人による確認書が添付されていますので朗読いたします。 1. 農地取得後は、耕作いたします。 2. 農地法を遵守し、次のような行為は決していたしません。 1) 耕作放棄による農地の荒廃 2) 耕作目的以外の用途での使用 3. 農地取得後は、責任を持って耕作し、農地の適正な管理を行い、付近の農地等に被害を与えません。 以上でありますので、ご審議のほどよろしくお願いします。
5 番	受付番号 1 8 7 号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読） 過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。 申請地は（詳細に説明）です。 申請人による確認書が添付されていますので朗読いたします。 1. 農地取得後は、耕作いたします。 2. 農地法を遵守し、次のような行為は決していたしません。 1) 耕作放棄による農地の荒廃 2) 耕作目的以外の用途での使用 3. 農地取得後は、責任を持って耕作し、農地の適正な管理を行い、付近の農地等に被害を与えません。 以上でありますので、ご審議のほどよろしくお願いします。
9 番	受付番号 1 8 8 号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読） 過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。 申請地は（詳細に説明）です。 申請人による確認書が添付されていますので朗読いたします。 1. 農地取得後は、耕作いたします。 2. 農地法を遵守し、次のような行為は決していたしません。 1) 耕作放棄による農地の荒廃 2) 耕作目的以外の用途での使用 3. 農地取得後は、責任を持って耕作し、農地の適正な管理を行い、付近の農地等に被害を与えません。 以上でありますので、ご審議のほどよろしくお願いします。
議 長	以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。 ただいまの報告及び説明に対し、ご質疑・ご発言を願います。 （発言なし） 特に発言もないようですので採決に移ります。 ただいま議題となっている議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請については、担当委員の報告のとおり許可することに賛成の委員は「起立」願います。 （起立全員）

(議案第2号)	起立全員でありますので、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については、許可することに決定いたします。
	引き続き、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明後、担当委員の調査結果報告をお願いします。ただし、受付番号189号の案件は、本日欠席の石井委員の調査案件になります。調査報告等につきましては、事務局が代理で行いますので、ご承知おきください。
	事務局より説明いたします。
	議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてご説明いたします。
	受付番号189号は、自己用住宅の拡張を行うものです。申請者は相続で土地を取得しましたが、調べたところ地目が農地であることが分かりました。さらに詳しく調べると、昭和45年以前から宅地利用していたことも判明したため、申請を行うものです。農地の区分につきましては、農地の広がり概ね10ha未満になる「第2種農地」と判断しました。
事務局	受付番号190号は、自己用住宅の拡張を行うものです。申請者は相続で土地を取得しましたが、調べたところ地目が農地であることが分かりました。さらに詳しく調べると、昭和45年以前から宅地利用していたことも判明したため、申請を行うものです。農地の区分につきましては、生産力の高い概ね10ヘクタール以上の集団農地の区域内にある農地で「第1種農地」と判断しました。
	なお、この追認ですが、昭和45年8月25日を境に都市計画法により、市街化区域と市街化調整区域が線引きされたもので、この日を基準として、この日以前に宅地等の利用が昭和45年当時の航空写真等で確認できれば、「追認」という形で転用の許可を行うということになっています。
	そのほか、資力及び信用や申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性等についても、問題ないと考えます。
	以上で事務局からの説明を終了させていただきます。
	事務局より受付番号189号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。
	申請地は（詳細に説明）です。
	申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。
	申請地は、昭和45年以前に、父の代から宅地として利用されており、現在の母屋は昭和47年に建替えしたものです。現在は、私が居住して生活しております。今まで農地法違反とは知らず過ごしてきておりました。今後、このようなことが無いよう反省し、法令を遵守していきたいと思っております。
	以上でありますので、ご審議のほどよろしくお願いします。
	11番より受付番号190号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
11番	過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。
	申請地は（詳細に説明）です。

	申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。 昭和４５年以前から宅地として利用していたため、宅地に地目を変更するために申請するものです。 以上でありますので、ご審議のほどよろしくお願いします。
議 長	以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。 ただいまの報告及び説明に対し、ご質疑・ご発言を願います。 （発言なし） 特に発言もないようですので採決に移ります。 ただいま議題となっている議案第２号 農地法第４条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに賛成の委員は「挙手」願います。 （挙手全員） 挙手全員でありますので、議案第２号 農地法第４条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに決定いたします。
(議案第３号)	引き続き、議案第３号 農地法第５条の規定による許可申請についてを議題といたします。ただし、農業委員会等に関する法律第３１条の規定による議事参与の制限等に該当する案件がありますので、受付番号２００号の審議、採決に際しましては、「」に退席を求めることとなります。また、受付番号１９４号の案件は、本日欠席の石井委員の調査案件になります。調査報告等につきましては、事務局が代理で行いますので、ご承知おきください。 それでは、事務局からの説明後、担当委員の調査結果報告をお願いします。
事務局	事務局より説明いたします。 議案第３号 農地法第５条の規定による許可申請についてご説明いたします。 受付番号１９１号は、駐車場を設けるものです。 譲受人は市内で運送業を行う法人です。今般、加須市内にある配車センターを市内に移転するに合わせて新たに駐車場を設けるべく、土地を探したところ本申請地を見つけたため申請を行うものです。 農地の区分につきましては、農地の広がり概ね１０ha未満になる「第２種農地」と判断しました。 受付番号１９２号は、建築条件付売買予定地を設けるです。 譲受人は、市外で不動産業を行う法人です。今般、住宅用地として土地を探したところ、既存集落内に位置し、新郷駅に近い本申請地を見つけたため申請を行うものです。 農地の区分につきましては、農地の広がり概ね１０ha未満になる「第２種農地」と判断しました。 受付番号１９３号は、自己用住宅を設けるものです。 譲受人は現在、市外のアパートに居住していますが、住宅を建築を考え土地を探したところ、本申請地を見つけたので申請をするものです。 農地の区分につきましては、農地の広がり概ね１０ha未満になる「第２種農地」と判断しました。 受付番号１９４号は、自己用住宅を設けるものです。 譲受人は現在、市外のアパートに居住していますが、将来を考え住宅の

建築を計画しました。今般、市内の土地を探したところ、条件に合う土地を見つけたため、申請を行うものです。
農地の区分については、東武鉄道南羽生駅から1 km以内に位置する「第2種農地」と判断しました。
受付番号195号は、自己用住宅を設けるものです。
譲受人は現在、祖父が所有する家に同居していますが、子供も大きくなり、今後の生活を考え、住宅の建築を計画しました。そこで土地を探したところ、父が所有する農地を使用することができるようになったため、申請を行うものです。
農地の区分につきましては、農地の広がり概ね10 ha未満になる「第2種農地」と判断しました。
受付番号196号は、自己用住宅を設けるものです。
譲受人は、現在市外の賃貸住宅に居住していますが、将来を考え住宅の建設を計画しました。そこで適切な場所を探したところ、本申請地を見つけたため申請を行うものです。
農地の区分につきましては、農地の広がり概ね10 ha未満になる「第2種農地」と判断しました。
受付番号197号は、建売住宅を設けるものです。
譲受人は市外で不動産業を営む法人です。今般、住宅用地として接道・排水・教育機関等の条件の良い土地を探したところ、本申請地を見つけたため申請するものです。
農地の区分につきましては、農地の広がり概ね10 ha未満になる「第2種農地」と判断しました。
受付番号198号は、自己用住宅を設けるものです。
譲受人は、市外の賃貸住宅に居住しています。子供が大きくなり手狭になったので、住宅の建築を計画しました。今般、条件の合う土地を探したところ、本申請地を見つけたため申請するものです。
農地の区分につきましては、農地の広がり概ね10 ha未満になる「第2種農地」と判断しました。
受付番号199号は、自己用住宅を設けるものです。
譲受人は現在、市内の賃貸住宅に居住しています。将来を考え住宅の建設を計画しました。そこで現在の居住環境に近い適切な場所を探したところ、本申請地を見つけたため申請を行うものです。
農地の区分につきましては、農地の広がり概ね10 ha未満になる「第2種農地」と判断しました。
受付番号200号は、駐車場及び資材置場を設けるものです。
譲受人は現在、申請地西側で食品製造を行っています。近年事業が好調であり増産を行う計画となっています。これに伴い勤務体制を2交代制から3交代制に移行する計画もあり、既存敷地内の駐車場や資材置場では手狭になることが見込まれます。このため、東側へ敷地を拡張すべく、本申請を行うものです。
農地の区分につきましては、生産力の高い概ね10ヘクタール以上の集団農地の区域内にある農地で「第1種農地」と判断しました。
第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、農地法施行規則第35条第5号に規定する「既存の施設の拡張」の例外に該当するものであり、許可相当になるものと思われます。
そのほか、資力及び信用や申請に係る用途に遅滞なく供することの

	確実性等についても、問題ないと考えます。 以上で事務局からの説明を終了させていただきます。
6 番	受付番号 1 9 1 号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読） 過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。 申請地は（詳細に説明）です。 申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。 弊社は平成 1 4 年に羽生市で起業しました。業務内容は主に一般貨物自動車運送業、貨物運送取扱事業、倉庫業、古物売買業です。 今回の申請は市外の配車センターの業務の移転を行うものです。 令和 3 年に開設した市内の駐車場の連携とともに通勤時間の短縮やトラック燃料費より効率化が図れるものと考えております。 以上でありますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。 続きまして、受付番号 1 9 3 号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読） 過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。 申請地は（詳細に説明）です。 申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。 物心がついて以来ずっと東京都板橋区で暮らしてきましたが、犬を飼い始めてから、近隣トラブルや事故の心配が付きまとい、住み慣れた環境もストレスが増してきました。それ以来、田舎に移住する決意をして、行田市の貸家に引っ越していました。新居に適当な土地が見つからない中、知り合いを通じて幸運にも見つけた土地となります。 商業施設や診療施設、恵まれた散歩コースがあり、老後の生活にこの上ない立地となっております。 以上でありますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
1 0 番	受付番号 1 9 2 号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読） 過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。 申請地は（詳細に説明）です。 申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。 当社は行田市に本社を置き、建売住宅の建築・販売を行っております。 既存集落内であり、駅も徒歩圏内にあり住宅地として良好な環境です。 また、国道バイパスからショッピングモールへのアクセスもしやすく近隣に新築されたお客されたお客様からも需要が高い場所となります。 以上でありますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
事務局	受付番号 1 9 4 号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読） 過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。 申請地は（詳細に説明）です。 申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。 現在、市外の賃貸住宅に住んでおります。将来を考え、専用住宅の建設を決めました。妻の実家近辺の市街化区域で探しました見つからず

	市街化調整区域に広げ探したところ申請地を見つけました。近隣に住宅も多く、商業施設もあり何かと便利なところであると思っております。
	以上でありますので、ご審議のほどよろしくお願い致します。
9 番	受付番号 1 9 5 号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。
	申請地は（詳細に説明）です。
	申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。
	祖父が所有している家に同居しておりますが、子どもも大きくなり今後を考えると、自己所有の家を持ち、ゆとりある生活を行いたいと考えております。隣地には親戚もおり、安心して地域にとけこんで行けると思います。
	以上でありますので、ご審議のほどよろしくお願い致します。
2 番	受付番号 1 9 6 号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。
	申請地は（詳細に説明）です。
	申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。
	現在、市内の賃貸住宅に住んでおりますが、将来を考え、専用住宅の建設を考えました。親戚の子どもが通っていた小学校に子どもを通わせたく、学区内の市街化区域で探しましたが見つからず、範囲を市街化調整区域に広げたところ、本申請地を見つけ申請するものです。
	保育園も近くにあり何かと便利なところであると考えております。
	続きまして、受付番号 1 9 7 号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。
	申請地は（詳細に説明）です。
	申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。
	申請地周辺は道路整備が進み、戸建住宅の需要が見込めると考えておりました。近くに公園や小学校もあり子育て世代にも便利で、商業施設も近く、買い物にも便利です。幹線道路が近く、理想的な環境と思われます。
	以上でありますので、ご審議のほどよろしくお願い致します。
8 番	受付番号 1 9 8 号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。
	申請地は（詳細に説明）です。
	申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。
	現在、市外の賃貸住宅に住んでおりますが、子どもが大きくなり、現在の住居が手狭になったので、専用住宅の建設を考えました。
	妻の実家周辺の市街化区域で探しましたが見つからず、市街化調整区域に広げたところ本申請地を見つけ申請するものです。駅に近く、将来

	何かと便利なところであると考えております。
	以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。
1 1 番	受付番号 1 9 9 号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。
	申請地は（詳細に説明）です。
	申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。
	市内の賃貸住宅に住んでいますが、将来を考え専用住宅の建設を決めました。仕事上、電車の利用が多く、駅周辺の市街化区域で探しましたが見つからず、市街化調整区域に広げたところ本申請地を見つけ申請するものです。市街化区域に隣接しており、近隣に住宅も多く、現在の住居にも近いので生活環境の変化も少ないと考えております。
	以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。
3 番	受付番号 2 0 0 号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。
	申請地は（詳細に説明）です。
	申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。
	当社は、主幹工場である羽生市の関東工場において、近年業績が好調であり、今後も増産を継続的に行う計画です。これに伴い、原材料や資材の保管スペースや従業員・関係車両の駐車スペースはすでに満杯の状況となっております。さらに、勤務体制を 2 直交代制から 3 直交代制にする計画もあり、勤務者数の増加も見込まれます。このため資材庫及び荷捌き場の機能と駐車場機能を拡充し、主幹工場としての安定稼働と増産体制を確保する目的で、申請地を取得する必要があると考えました。工場に隣接しており、資材庫・荷捌き場から資材を短距離で搬送でき、入出庫作業の効率化が見込まれます。また、駐車場を隣接地に集約することで、従業員の通勤同線が明確となり、構内の混雑緩和と安全性向上につながります。
	以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。
議 長	以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。
	ただいまの報告及び説明に対し、ご質疑・ご発言を願いますが、先ほど申し上げましたとおり、議事参与の制限等に該当する案件があります。まずは議事参与の制限等に該当しない案件である、受付番号 2 0 0 号を除いた各案件の審議を先に行います。2 0 0 号以外の各案件の採決の後、2 0 0 号の審議を行います。その際には「 」の退席をお願いすることになります。それでは、受付番号 2 0 0 号以外の各案件の報告及び説明に対し、ご質疑・ご発言を願います。
	（発言なし）
	特に発言もないようですので採決に移ります。
	ただいま議題となっている議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請のうち、受付番号 2 0 0 号以外の各案件については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに賛成の委員は「挙手」願います。

	(挙手全員)
	挙手全員でありますので、議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請のうち、受付番号 2 0 0 号以外の各案件については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに決定いたします。
	続いて、受付番号 2 0 0 号の案件について審議を行います。こちらは議事参与の制限等に該当する案件になりますので、「
	」の退席をお願いいたします。
	(退席)
	それでは、受付番号 2 0 0 号の報告及び説明に対し、ご質疑・ご発言を願います。
5 番	申請人が多いと、連絡がつかない人がいるのですが、どうすればいいですか。
事務局	何回か連絡していただき、連絡がつかないようであれば、事務局に相談ください。代理人を通して連絡がつかないか調整してみます。それでも連絡がつかなければ、連絡がつかなかったと報告ください。
1 0 番	行政書士として代理人となることもあります。他市町村では、譲受人・譲渡人への連絡ではなく、代理人が現地立会いを行います。羽生市も農業委員の調査方法の見直しを考えてはいかがでしょうか
9 番	地権者に連絡を取ったとき、農業委員とは話していないと言われたことがあります。
3 番	女性の方は、携帯電話からの電話では出ないので、固定電話から連絡したり、工夫しています。
9 番	複数の申請者の場合、代表の方にのみ連絡するのはどうでしょうか。
事務局	他の市町村にも確認して、調査方法を検討してみます。
議 長	(質疑終了)
	質疑・発言もつきたようですので、これを打ち切り採決に移ります。
	ただいま議題となっている議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請のうち、受付番号 2 0 0 号の案件については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに賛成の委員は「挙手」願います。
	(挙手全員)
	挙手全員でありますので、議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請のうち、受付番号 2 0 0 号の案件については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに決定いたします。
	の入室をお願いいたします。
	(入室)
	以上で、本日の議事は全て終了いたしました。
	続いて、事務局より報告事項がありますので、お聞き取り願います。
事務局	報告事項 1 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出書の確認についてでございますが、こちらは、市街化区域内農地の自己用の転用を行う場合に届出を行うものです。
	長屋住宅敷 1 件でございました。
	報告事項 2 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出書の確認についてでございますが、こちらは、市街化区域内農地の権利の移転が伴う転用を行う場合に届出を行うものです。
	住宅敷 5 件、駐車場敷 1 件、太陽光発電施設敷 1 件でございました。

	報告事項 3 農地法第 5 条の規定による許可申請の取下げについて
	でございますが、こちらは、農地法第 5 条の許可申請を行ったものの、
	諸事情から取下げを行うものです。1 件でございました。
	報告事項 4 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知についてで
	ございますが、これは農地法や利用権設定・中間管理事業等に係る
	農地の貸し借りの合意解約となります。22 件でございました。
	報告事項 5 農地法の規定による許可一覧についてでございますが
	これは県許可のありました 3 月分でございます。5 条が 8 件ござい
	ました。
	報告は、以上です。続きまして、諸連絡です。
	お手元にあります「みんなで農地を守りましょう」という用紙をご覧
	ください。
	これは農地への悪質な盛土を行う業者に注意喚起を行うための用紙に
	なります。例えば「低くなった農地に、無料で土を入れて整地して
	きれいにする」というものや「雑草防止のために土を入れてはどうか」
	という魅力的な文句で営業に回っている怪しい業者が市内で確認されて
	います。この数か月の間にこの手の怪しい営業が回り、許可を得ないで
	勝手に農地に土を入れている業者が、手子林地区を中心に確認されて
	います。
	この用紙にあるように、魅力的な営業文句で契約をしたら最後、農地を
	ゴミや残土の山にしてしまい、そのまま逃げていくこともあります。
	こうなってしまうと、山にした行為者はもちろんですが、農地の所有者
	にも責任が問われます。これらの業者に共通して言えることは、農地
	転用の許可を得ないで勝手に造成を始めてしまう点です。つまりは、
	この定例会で審議しないで盛土を行った工事は、農地法違反と言え
	ます。皆様には、少しでも怪しい業者を見かけた際は事務局へ情報提供
	をお願いするとともに、注意いただきますよう、ご協力をお願いいた
	します。
	次に、来月行われる予定の選挙について改めて連絡です。
	先月にもお知らせしましたが、農業委員や推進委員の役職を使用して
	の選挙活動は規制されていますので、改めてお知らせします。候補者と
	一緒に写真が乗ったポスターについては、個人の名前を載せることは
	可能ですが、農業委員・推進委員の役職を載せることは禁止ですので
	ご注意ください。
	最後に、令和 7 年度の農業委員クラブ積立の監査のお願いです。
	監事となっております野口啓子委員さん・小室推進委員さん、この
	お二人は、定例会終了後、お手数ですがチェックいただき署名をお願い
	いたします。
	続きまして、農地相談会についてです。
	来月の相談会の担当委員は、川野辺委員、野口推進委員となります。
	日程は 5 月 28 日木曜日の午後 1 時 30 分となっております。
	当日の都合がつかない場合は事務局まで連絡をお願いいたします。
	続きまして、定例農業委員会の日程についてです。
	来月 5 月の定例農業委員会の日程でございますが、5 月 25 日月曜日
	午後 1 時 30 分を予定させていただきます。会場は 302 会議室を予定
	しておりますので、日程調整のほどよろしくお願いいたします。
議 長	以上で、本日の全日程を終了いたしました。

これにて、閉会といたします。

上記会議のてん末を記載し、その相違のないことを証するため、
ここに署名する。

令和 8 年 4 月 24 日

会 長

署名委員

署名委員
